

令和7年8月21日

報道各位

新潟市水道局総務部経理課

指名停止について

このたび、下記業者に対して、「新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」第2条第1項に基づき指名停止の措置を行いました。

1 指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
株式会社 イノベンチャー (カブシキガイシャ イノベンチャー) 主たる営業所 新潟市中央区上所3丁目11-96-1301	令和7年8月21日 ～ 令和7年11月20日 (3箇月)

2 指名停止理由

本局発注の「管2老支6第2号 配水管布設工事」において、竣工検査の結果、工事成績評定の合計点が44点の工事成績不良であった。

このことは、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領第2条別表第1第9号（工事成績の不良）に該当するため、指名停止を行った。

3 問い合わせ先

新潟市水道局総務部経理課

担当 八木（直通025-232-7322）